

令和4年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条の規定により、令和3年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良県内全域（奈良市を除く）

3 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

4 監視指導実施にあたっての基本方針

- (1) 食品に起因する健康危害の防止に努めます
- (2) 食品等の規格基準、食品表示基準の遵守徹底を図ります
- (3) 食の安全安心に関する情報発信と食品衛生知識の普及啓発の推進に努めます
- (4) 食品等事業者の自主衛生管理の促進及びHACCPに沿った衛生管理の実施確認に努めます
- (5) 食品の試験検査の実施に努めます

5 実施体制

- (1) 県内の3保健所（郡山、中和、吉野）と出張所（五條出張所）及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- (2) 県内の2か所の食品衛生検査所（保健研究センター、食品衛生検査所）が食品に係る試験検査を実施します。
- (3) 文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課が監視指導の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度からの主な変更点

- ・内吉野保健所が統合され、吉野保健所五條出張所に変更となりました。
- ・国の衛生規範が廃止されたため、取去における検査の種類において「衛生規範」となっ

ていた箇所を「県指導要領」と変更しました。

・取去検体数について

保健研究センター実施分

令和3年度 総体457検体

令和4年度 総体383検体

市場食品検査課実施分

令和3年度 総体438検体

令和4年度 総体432検体

外部検査機関実施分

令和3年度 総体5検体

令和4年度 総体4検体

参考

関係機関の連携体制

